

このたび、水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせすることといたしましたので、よろしくお願いいたします。

対策加入者の方々への支援策のご案内

農林水産省では、担い手農家の皆さんに役立つさまざまな支援策を用意しています。
21年度予算においても、認定農業者、集落営農組織の方々に対し、これまで以上に、充実した支援策を準備しておりますので、皆様の目的・用途に応じて、是非ご活用下さい。

- > 経営相談を受けたい
- > 新たな作物に取り組みたい
- > 人材を育成したい

- 担い手育成総合支援協議会（市町村役場、JA、農業委員会等で構成する組織）が経営の安定・発展、新たな人材の確保などに必要な取り組み全般を支援します。

担い手アクションサポート事業

【担い手（認定農業者や集落営農組織）の方へ】

- ・担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果をもとに助言などを行います。
- ・担い手の法人化に必要な様々な手続の経費や専門家の相談費などを助成します。
- ・経営の多角化・複合化のための新規作物導入などの試験的な取組について助成します。
- ・集落営農組織を対象に農業機械操作の講習を行ったり、大型農業機械の運転免許取得などを支援します。
- ・新規就農者の雇用に向けた研修会等の開催経費を助成します。
- ・集落営農組織を立ち上げる場合に、農家への意向調査や勉強会などの取組を支援します。



農林漁業ビジネス経営塾

- ・経営の問題を解決するため、団塊世代等の人材を研修講師として派遣します。

- > 経営規模を拡大したい

農地確保・利用支援事業

- ・農地を面的に集積した場合に、その調整を行う農協、市町村公社等の団体に対して、集積面積に応じて、10a当たり最大16,000円の交付金をお支払いします。
- ・交付金は、農地の出し手・受け手が話し合った上で、農業用機械の購入など、いろいろなことに使えます。また、集積した農地の畦畔の除去等の小規模な基盤整備を支援します。

- > 機械・施設を導入したい

担い手経営展開支援リース事業

農業用機械・施設をリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。

【認定農業者の方へ】

- ・新しい農業技術の導入に必要な農業機械などをリース方式で導入する場合にリース料の一部を助成します。（助成率：リース料の13%程度、上限250万円）
- ・農業経営の法人化や規模拡大を図ろうとする場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。（助成率：リース料の3/10以内、上限1,000万円）

【認定農業者、集落営農組織の方へ】

- ・地域内の農地の利用集積・団地化などを行う場合に農業機械などのリース料の一部を助成します。（助成率：リース料の1/4以内、上限500万円）

【集落営農組織の方へ】

- ・規模拡大や新規作物導入などに必要な機械・施設のリース料の一部を助成します。（助成率：リース料の1/2以内、上限500万円）



地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

- ・融資を主体として導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得価格の3/10までを上限として助成します。

強い農業づくり交付金(集落営農育成・整備確保緊急支援)

- ・集落営農を法人化する際に必要な機械・施設の導入経費の1/2を助成します。

> 低利な融資を受けたい

スーパーL資金 農業近代化資金

- 平成21年度までに認定農業者が借り受けるスーパーL資金及び農業近代化資金の借入金利を、最大2%引き下げます。



平成20年12月18日現在の金利水準（償還期間に応じて1.35～1.7%）なら、実質無利子で融資を受けることができます。資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。

➡ それぞれの事業によって、実施主体、実施要件等が異なりますので、詳しくは下記の北海道農政事務所農政推進課までお問い合わせ下さい。

なお、農林水産省経営政策課では「担い手のための支援策活用ガイド」（21年度予算・20年度補正予算概算決定版）を作成し、ホームページへの掲載等を1月下旬に予定していますので、ご活用下さい。

水田・畑作経営所得安定対策

毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）の交付申請について

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請は、平成21年3月5日（木）までです。
交付申請のあった順に、農政事務所での内容の確認を経て、交付金が支払われます。お早めに交付申請手続きを済ませましょう。

でん粉原料用ばれいしょの交付申請について

- ・ 平成20年産の毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請書において、でん粉原料用ばれいしょの「品質区分」欄は、でん粉工場が発行する受入証明書等における加重平均ライマン価に、**右表の出荷した工場別数値（実際のでん粉の製造実績を基に算出した補正係数）を掛けたものを記入してください。**

でん粉工場名	工場別数値
ようてい農協羊蹄澱粉工場	120.6%
上川北部農協合理化澱粉工場	114.1%
南十勝農工連澱粉工場	104.1%
東部十勝農工連澱粉工場	102.6%
士幌町農協澱粉工場	107.8%
斜里町農協中斜里澱粉工場	99.4%
清里町農協清里でん粉工場	103.5%
美幌地方農工連澱粉工場	105.7%
(株)オホーツク網走澱粉工場	99.8%
小清水町農協澱粉工場	102.3%

○交付申請書の「品質区分」の記入例

加重平均ライマン価16.40で、出荷した工場の数値が102.6%の場合
品質区分は $16.40 \times 1.026 = 16.82 \dots$ （小数点第2位を四捨五入）

品質区分 (加重平均でん粉含有率)	出荷総数量
16.8 %	100,000 kg

- ・ 平成20年産でん粉原料用ばれいしょの「糖化用等比率」は、「**0.551**」となりました。
農政事務所では、成績払の交付申請書に記載された出荷総数量に、この比率を掛けて交付金額を計算します。
（※「糖化用等比率」は、対策加入者が交付申請書を記入する際には使用しません。）

てん菜の交付申請について

平成20年産てん菜の「交付対象比率」は、「**0.875**」となりました。

※ ホクレンがJAに発行する「販売見込証明書」の「販売見込数量」は、総出荷数量に、この交付対象比率が掛けられた数量が記載されています。このため、成績払の交付申請書の販売総数量の欄には、証明書の「販売見込数量」の数量をそのまま記入してください。

問い合わせ先 : 北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462 (農政安心ダイヤル) FAX 011-642-5509
北海道農政事務所ホームページ : <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。